

杉並区社会福祉協議会  
実 施 計 画

安心をみんなでささえあうまちをめざして  
(平成 21～23 年度)

平成 21 年 3 月

## 実施計画の策定にあたって

杉並区社会福祉協議会会長 高橋新一郎

このたび杉並社協では3ヵ年の実施計画をつくることになりました。

杉並社協の歴史は古く、全国の市区町村に先がけて昭和27年に設立され、以来、地域福祉のまとめ役として住民と福祉団体の組織化に奔走し、区民の幸せを支える事業を続けてまいりました。

区民の皆さんとともに歩む社協の活動には、とりわけ民生委員児童委員と町会自治会の皆さんのご理解とご協力が不可欠です。にもかかわらずそのような方々から、地域の会合等で「社協が何をやっているのかよくわからない。」という声が聞かれるようになりました。

杉並社協は、介護保険制度施行当初にはその事業の一端を担っていましたが、その5年後、民間事業者が多数の事業へ参入してきたことで、高齢者のサービスセンター（ふれあいの家）の運営などから撤退しました。また、特定非営利活動促進法（NPO法）施行の影響を受けてボランティアセンターもたびたび組織改正をしてきました。さらには、家族のあり様や地域社会に対する考え方の変化による地域コミュニティの崩壊等、昨今の急激な福祉環境の変化の中で、私たち職員も社協の目標を見失いかけてきたことが大きな要因かと思われまます。

杉並社協へのご批判を真正面から受け止めながら、本来の役割である「ささえあう地域づくり」を進めていくためには、何より社協の仕事や職員の活動を、区民の皆さんの目に見えるようにしていくことが大切です。今回の実施計画が、社協の課題や到達目標を明確にすることによって、区民の皆さんと職員が互いにチェックし合えるきっかけになればと考えております。

今後の杉並社協にご期待いただき、ぜひご意見ご要望をお寄せください。

# 目 次

I	実施計画策定の趣旨	
1	経緯	1
2	計画策定の目的	2
3	3年後のめざす姿	3
	体系図	5
II	計画の内容	
1	参加・理解	
(1)	広報事業	9
(2)	社会福祉普及事業	10
(3)	地域福祉活動推進事業	11
(4)	ボランティア活動推進事業	12
2	連携・絆	
(1)	高齢者を支えるネットワークづくり（ケア 24）	15
(2)	高齢者総合相談・支援（ケア 24）	16
(3)	ホームヘルプサービス事業	17
(4)	ファミリーサポートセンター事業	18
(5)	災害ボランティアセンターの運営	19
3	自立・尊厳	
(1)	地域福祉権利擁護事業	23
(2)	あんしん未来支援事業	24
(3)	生活福祉資金貸付事業	25
(4)	介護認定調査	26
(5)	車いす貸出事業	27
(6)	手話通訳・要約筆記者派遣事業	28
III	3カ年計画を推進するための基盤整備	
1	組織体制の強化	29
2	情報公開と個人情報保護	29
3	研修等人材育成	30
4	地域ニーズの把握と分析、企画開発	30
	(資料編)	
	理念・行動指針	32
	社協組織図	34
	社協の歩み	35

# I 実施計画策定の趣旨

## 1 経緯

急激な少子高齢化の進行、地域住民の連帯意識の希薄化、地域社会の脆弱化等々の社会環境の変化は、日本全体の福祉制度の再構築を求めてきました。「措置から契約へ」という言葉で象徴された社会福祉基礎構造改革の流れを受け、平成9年の介護保険法の制定、同12年の社会福祉法の改正など、この十数年間で社会福祉を支える法体系・制度は大きく変容してきました。加えて、平成10年のNPO法と同11年の成年後見制度の関係法成立、同18年の介護保険法の改正等々、改革の大きな流れは、杉並社協の体制・事業にも少なからぬ影響を与えてきました。

杉並社協では、法制度の改正や社会的な要請に合わせ、地域福祉権利擁護事業やファミリーサポートセンター事業の開始、NPO支援、デイサービスセンター（ふれあいの家）の運営、さんあい公社の解散に伴う事業の受け入れなど、様々な事業展開を図ることで、その時々においての社会的責任を果たしてきました。

一方、福祉事業への民間事業者やNPO等の参入も活発化するなど、サービスの担い手も多様化してきたことにより、平成17年度からは既存のデイサービスセンターや公社から引き継いだ事業のうち介護保険事業からの撤退に着手し、平成19年度末には最大6カ所運営していたデイサービスセンターから全て撤退することになりました。このように杉並社協は、一時期の目まぐるしい社会福祉の変動の中で、新しい事業を次々と始めることになり、また社協としての役割を終えたと考えられるものについては短期間での新たな転換を求められることにもなりました。

杉並社協はこの間、急激な福祉環境の変化に対応すべく、外部委員を招き、平成15年度と平成18年度の2回に渡って改革に向けた検討会を設置しました。その中では社協の重点事業から組織風土に至る様々な問題提起がなされました。昭和27年に法人設立以降、民生委員児童委員協議会や町会自治会をはじめとする地域住民の理解と協力の下に歩んできた杉並社協ですが、多様なニーズへの対応を目指す中で、その業務が専門化、細分化していく余り、本来地域福祉の中心的な推進役であるべき「社会福祉協議会」の役割や存在意義というものが不明瞭になりつつあることも、これらの検討会を経て、浮き彫りになってきました。

検討会での課題は、職員で構成する現在の社協経営改革推進委員会に引き継がれ、成果が徐々に見え始めてきました。今年度は「杉並区社会福祉協議会 理念・行動指針」を作成することができました。さらに本協議会の実施計画を、今回3カ年ではありますが策定する運びとなりました。

## 2 計画策定の目的

この計画は、福祉をめぐる最近の環境変化と杉並社協及びその事業が区民にあまり知られていない現状を踏まえ、3年後の杉並社協のあり方を見据えて、

- 現在の業務内容を職員自身が分析し、課題や到達目標を明確にしていくこと
- 杉並社協の事業概要を区民に知ってもらうため、実施すべき事業の方向性や体系を提示していくこと
- そのことにより、区民、関係各機関、社協が連携しながら、地域での課題を解決していくために協働して取り組んでいくこと

を目的に策定するものです。

地域社会におけるあらゆる福祉ニーズを、全て公的サービスだけでカバーすることには限界があり、これからはまさに地域社会の持つ福祉力のあり方が問われてきます。その地域の福祉力を高めていくためには、何よりも区民の主体的な参画と、区民同士隣の顔が見える関係づくりが不可欠であり、それは杉並社協の使命・役割である「ささえあう地域づくり」の活動そのものといえます。

こうした役割は、民間組織でありながら、高い公共性と公平性を有する社協にこそ期待されていると自負しています。そこで、社協は実施計画を明らかにして、区民が参加しやすい福祉の舞台を整えておくことが需要だと考えています。

杉並社協の使命・役割を昨年春に「杉並社協理念・行動指針」として表しましたが、この実施計画は、その「杉並社協理念・行動指針」を具体化し、実現していくための目標や方向性を意識したものです。(理念・行動指針を資料編に掲載)

### 3 3年後のめざす姿

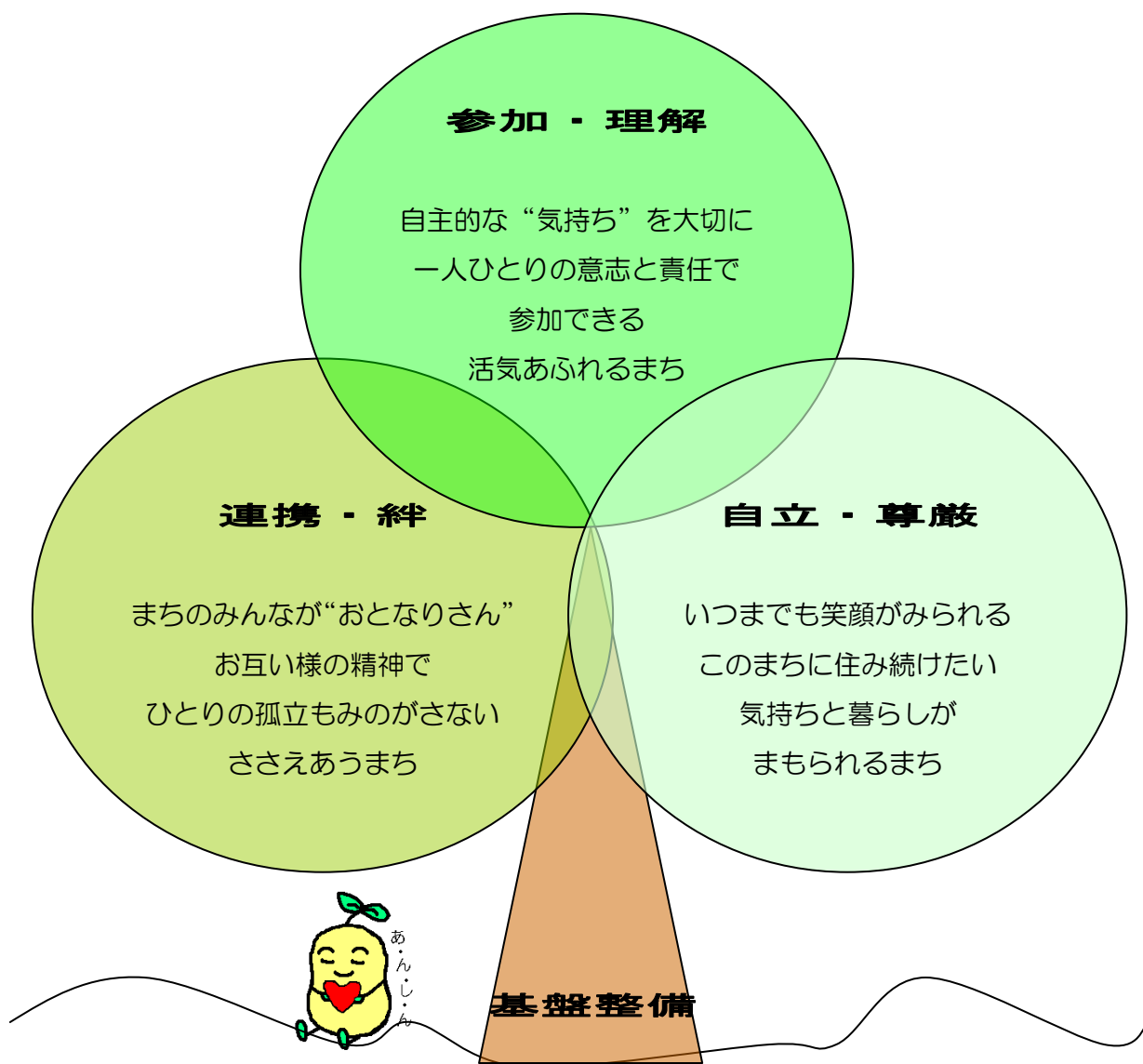
この3年間は、杉並社協が杉並区の人たちと

「安心を みんなでささえあう まち」

をつくるために、以下の4つの視点で事業に取り組みます。

- ① 参加・理解 ～ 誰もが参加できる地域をつくる
- ② 連携・絆 ～ 誰もがささえあい・つながりあえる地域をつくる
- ③ 自立・尊厳 ～ 誰もが自分らしく暮らせる地域をつくる
- ④ 基盤整備 ～ 3ヵ年計画を推進するための組織・基盤強化

**安心を みんなでささえあう まちに**



杉並区社会福祉協議会

安心をみんなできあぐまちに

基本目標

実施のための方向

主な事業

参加・理解  
誰もが参加できる地域をつくる

- 1 全ての人が地域活動に参加・参画できる場を提供するために
- 2 高齢者や障害者に理解あるまちをつくるために
- 3 主体的な参加を応援するために

連携・絆  
誰もがささえあう地域をつくる

- 1 地域の活動を応援するために
- 2 地域とのつながりを形成するために
- 3 お互いの顔が見えるまちをつくるために
- 4 孤立しない、させない地域をつくるために
- 5 災害時にも安心して暮らせるために

自立・尊厳  
誰もが自分らしく暮らせる地域をつくる

- 1 尊厳をもって生きるために
- 2 このまちに安心して住み続けるために
- 3 自立した生活をささえるために
- 4 高齢者や障害者を権利侵害から守るために
- 5 必要な福祉サービスを迅速に提供するために

広報事業	P 9
社会福祉普及事業	P10
地域福祉活動推進事業	P11
ボランティア活動推進事業	P12

地域福祉活動推進(再掲)	P11
高齢者を支えるネットワークづくり(ケア24)	P15
高齢者総合相談・支援(ケア24)	P16
ホームヘルプサービス事業	P17
ファミリーサポートセンター事業	P18
災害ボランティアセンターの運営	P19

地域福祉権利擁護事業	P23
あんしん未来支援事業	P24
生活福祉資金貸付事業	P25
高齢者総合相談・支援(ケア24)(再掲)	P16
ホームヘルプサービス事業(再掲)	P17
ファミリーサポートセンター事業(再掲)	P18
介護認定調査	P26
車いす貸出事業	P27
手話通訳・要約筆記者派遣事業	P28

**【広報事業】** 福祉への理解促進のため区内の福祉情報や社協事業をお知らせします。  
①広報紙「すぎなみ社協」発行 ②事業のリーフレット等作成 ③ホームページの運営

**【社会福祉普及事業】** 地域の「福祉力向上」のために地域の方々や団体等の、出会いと情報交換の場の提供、施設の紹介、高齢者模擬体験等、福祉への理解促進に努めます。  
①うるフェスタ等の開催 ②高齢者模擬体験用具等貸出し

**【地域福祉活動推進事業】** 地域で地域住民が主体となって身近な問題を解決していくため、様々な事業を実施します。  
①民生委員児童委員活動との協働・連携 ②小地域福祉活動 ③地域福祉活動費助成  
④災害時要援護者避難対策支援 ⑤共同募金・歳末たすけあい運動

**【ボランティア活動推進事業】** 地域の課題解決に対し、ボランティアとともに取り組みます。また多彩な活動が展開されるようにボランティア活動の環境を整えます。  
①活動支援 ②コーディネート ③活動促進・研修実施 ④情報の収集・提供

**【高齢者を支えるネットワークづくり(ケア24)】** 社協では、区内20ヵ所のケア24(地域包括支援センター)のうち3ヵ所(※)を運営しています。一人暮らし高齢者等が、安心して住みやすい地域をつくるため地域における関係機関と連携をとり効果的なネットワークをつくります。  
①地域のネットワークづくり ②情報提供 ③地域ケア会議の開催 ④家族介護教室の開催

**【高齢者総合相談・支援(ケア24)】** 地域の高齢者が、住みなれた地域で安心して生活を継続していけるようにするため、どのような支援が必要かを確認し、地域における適切なサービスや制度の利用につなげる支援をします。  
①高齢者総合相談・支援 ②高齢者実態把握 ③特定高齢者介護予防マネジメント  
④要支援対象者介護予防支援 ⑤高齢者虐待防止・権利擁護 ⑥緊急通報システム・配食サービス等

**【ホームヘルプサービス事業】** 地域の人に協力会員になっていただき、利用会員(日常生活を送るのに手助けが必要な人)の家事や介護の援助を行う会員制のサービスです。

**【ファミリーサポートセンター事業】** 子どものいるすべての区民の子育てを支援するために、地域の人に協力会員になっていただき、利用会員(子育ての手助けをして欲しい人)の子育ての相互援助を行う会員制のサービスです。

**【災害ボランティアセンターの運営】** 災害時に、ボランティアの受入窓口としての機能を果たし、被災状況・ボランティア情報の発信・受信を行い、被災者へボランティア派遣の調整をします。  
①災害ボランティアセンターの体制整備 ②災害時における協体制の確立

**【地域福祉権利擁護事業】** 判断力が十分でない障害者や高齢者、重度身体障害者等に対して、各種福祉サービスの利用手続等援助、日常的な金銭管理サービスを行うことにより、それらの方々の権利を守ります。

**【あんしん未来支援事業】** 親族の支援が得られない高齢者や障害者が、けがや入院などの緊急時にも安心して在宅生活を送れるように、判断力があるうちに支援内容を契約して支援します。

**【生活福祉資金等貸付事業】** 世帯の自立に向けた支援を行うことを目的とした貸付制度です。  
①生活福祉資金 ②離職者支援資金 ③長期生活支援資金等

**【介護認定調査】** 介護保険の認定調査を行います。

**【車いす貸出事業】** 一時的な車いすの利用希望に応え、区内の拠点で貸出しをします。

**【手話通訳者・要約筆記者派遣事業】** 聴覚障害者が安心して、かつ、不便のない生活を送るために必要に応じて派遣します。

※ ケア24南荻窪・梅里・永福 = 地域包括支援センター

3カ年計画を推進するための基盤整備



## Ⅱ 計画の内容

### 1 【参加・理解】

誰もが参加できる地域をつくるため、参加・参画の場の提供や参加を応援する仕組みをつくります

また、高齢者や障害者に対する理解を深める取組みをします



## (1) 広報事業

### (目的)

区内を中心とした福祉情報の提供及び「地域福祉の接点」としての社協の機能・役割・事業への理解を深めるために、広報紙を作成・発行する。  
また、タイムリーな情報を届けるためにホームページを定期的に更新するほか、新着情報を発信する。

### (現状と課題)

杉並社協が果たすべき「地域福祉の接点」としての機能・役割についてわかりにくくなってきている。

今後は、紙・電子媒体による情報発信だけでなく、区民、福祉団体・施設、関係機関に社会福祉協議会の機能・役割を理解していただくために様々な取り組みを行う。

事業費：単位千円

取組項目	内容	20年度	21年度	22年度	23年度	到達目標
「すぎなみ社協」の発行	・年3回発行し、新聞折り込みにて全戸配布する(1回20万部発行) ・会員増強特別号の発行	・年3回及び会員増強の特別号発行 ・広報委員会設置(民生委員児童委員)・開催	実施検討	実施	継続	・年4回発行 ・多くの区民に読んでいただき会員の拡大、社協への理解が進む
便利帳・ハンドブックの作成	社協の事業を詳しく説明した資料を発行(18年度:5000部発行:区民用) (19年度:2000部発行:民生・児童委員向用)	予定なし	検討(配付対象・内容)	発行	—	民生委員児童委員を始め多くの方に利用していただき、社協事業の理解が深まる
ホームページの運営	社協ホームページを毎月更新するほか、タイムリーな情報が届くように新着情報を随時発信する	・ホームページの形式検討 ・ボランティアセンターのホームページとのすり合わせ	充実	随時更新	随時更新	更新内容をわかりやすく紹介し、アクセス数を向上させる
社協リーフレットの発行	社協の事業紹介を簡潔にまとめた資料を発行	前年度発行したものに修正を加え、改訂版発行	改訂版10,000部発行	—	—	10,000部発行 社協事業の概要を知っている区民が増える
事業費		7,145	6,770	6,770	6,770	

## (2) 社会福祉普及事業

### (目的)

杉並区内で、社会福祉活動を行っている地域の方々、施設、団体の出会いや情報交換の場を提供するとともに、団体、施設等の活動をPRし、広く区民に社会福祉活動についての理解を求める。

また、高齢者模擬体験セットや点字用具等の貸し出しを行い、疑似体験によって、高齢者・障害者への理解促進に努める。

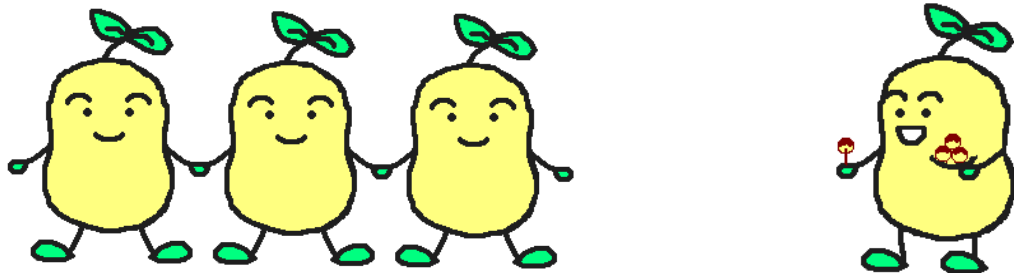
### (現状と課題)

うえるフェスタは福祉のために地域で活動するすべての団体の交流の場として開催している。障害者週間事業と共催しているため、障害者に特化した事業と捉えられ、福祉全体のイベントとしての趣旨が薄れてきた。実施方法や内容について見直しの検討が必要。

模擬体験セットの貸出しは一部の学校のみとなっており、すべての児童が体験できていない。周知方法の検討やプログラム等の開発を行う必要がある。

(事業費:単位千円)

取組項目	内容	20年度	21年度	22年度	23年度	到達目標
うえるフェスタの開催	区民と区民、区民と福祉施設、当事者団体、ボランティア団体等との出会いの場をつくる	社協コーナーを設置 参加団体 57 団体	検討	実施	実施	まつりを通して、区民の地域福祉や活動団体についての理解が深まる
模擬体験セット貸出事業	高齢者模擬体験セット、点字用具、白杖、車いすなど高齢者及び障害者体験用教材の貸出	実施 19校 (公・私立、小・中学校)	充実	充実	充実	すべての小・中学校への貸出を行うことにより、児童全員が体験でき、高齢者・障害者に対する理解が深まる (区立66校)
事業費		1,965	1,935	1,935	1,935	



### (3) 地域福祉活動推進事業

#### (目 的)

地域で、地域住民が主体となって身近な課題を拾い上げ、その地域特性に必要な活動を行い、住民相互の地域活動により課題を解決していくため、様々な事業を展開する。  
また、各地区民生委員児童委員と協働・連携し地域福祉の増進を図る。

#### (現状と課題)

地域福祉活動により多くの人が参画し、自ら地域の課題を解決していけるよう様々な事業に取り組んでいる。しかし、民生委員児童委員や地域住民、NPOや福祉施設、町会自治会と個別に事業を進める形となっており、それぞれの団体を横につなげる取組みは十分に行っていない。

今後、地域づくりに取り組むため、地域福祉活動推進としての各事業を総合化した取り組みに変えていく必要がある。

(事業費:単位千円)

取組項目	内 容	20年度	21年度	22年度	23年度	到達目標
民生委員児童委員活動との協働・連携	民生委員児童委員協議会等への参加や研修サポートを通じて、相互連携を図る	協議会への参加や情報提供 事項別研修実施への協力	実施	実施	実施	民生委員児童委員との情報共有と、連携協働が図れる
小地域福祉活動(支部活動)	小地域(※1)で、地域住民が主体となって地域の悩みに取り組む活動を行う	実施	実施	実施	実施	地域住民自らが地域の課題を発見し、地域の活動を行う。
小地域福祉活動(サロン活動※2)	実施主体による団体独自の発想を生かした地域交流・世代間交流を開催し、地域の連携強化を図る	サロン 10所	新規1所 (累計11所)	新規1所 (累計12所)	新規1所 (累計13所)	地域住民自らが地域の課題を発見し、地域の活動を行う。 サロン13所
地域福祉活動費助成	歳末たすけあい運動の募金を原資とし、地域福祉活動を行う団体を支援し、地域の活性化を図る	実施	実施	実施	実施	助成を受けた団体の活動により、地域活動が活性化する
災害時要援護者支援対策への協力	震災救援所において災害時要援護者の避難支援計画作成の支援を行う	新規20所実施 (累計28所)	新規19所 (累計47所)	新規19所 (累計66所)	実施	66震災救援所全てに避難支援計画が作成される
共同募金運動	赤い羽根共同募金と歳末たすけあい運動を町会自治会の協力を得て実施する	平成20年度募金額 ・共同募金 8,906,968円 ・歳末たすけあい運動 12,763,822円	継続	継続	継続	町会自治会をはじめとする地域の方々の協力を得て募金活動が実施される
事業費		7,028	7,934	7,934	7,934	

※1 小地域:暮らしや地域性を配慮して定めた地域

※2 サロン:希望する誰もが参加できる集いの場所

#### (4) ボランティア活動推進事業

##### (目的)

活動を希望する個人や、組織・団体の相談に応え、コーディネートを行うことにより、社会参加の機会創出と、地域貢献活動の促進を図る。また、機材の貸出やボランティア保険加入事務等を行うことで、活動者への支援を行うほか、多彩な活動が展開されるようにボランティア活動の環境を整え、充実させる。

##### (現状と課題)

ボランティア活動への参加動機やボランティア募集のニーズが多様化しているため、活動団体や内容、地域情報などを収集・把握した上でコーディネートを行う必要がある。

19年度より、地域福祉活動推進事業と統合したため、今後は、地域福祉活動との共通ニーズを整理・分析し事業を進めていく。

事業費:単位千円

取組項目	内容	20年度	21年度	22年度	23年度	到達目標
運営委員会の開催	センターの円滑な運営と効果的な事業推進を図るため、運営委員会を開催する	年4回 開催	継続	継続	継続	センターが円滑に運営され効果的な事業運営が図れる 年4回開催
ボランティア活動コーディネート	地域ニーズの把握に努め、活動者の希望に応え、より質の高いコーディネートを行う	・相談件数 1,500件 ・特技さん(※)登録数 60件	1,600件 65件	1,700件 70件	1,800件 75件	・相談件数 1,800件 ・特技さん登録数 75件
活動支援	・活動を側面支援するため器材の貸出を行う ・ボランティア保険加入手続きを行う	器材貸出件数 400件 保険加入者数 4,700人	継続	継続	継続	貸出件数 400件 保険加入者数 4,700人
新たなボランティアの開拓と活動への参加促進	・団塊世代や学生等、地域で活動を始めようとする人向けに、情報の提供や選び方など活動を始めるにあたってのガイダンスを行う。 ・ボランティア活動につながるような講座等を実施する。	・ボランティア入門講座「ボランティア・はじめの一歩」(6回) ・夏のボランティア体験「ボランティアセミナー」(2ヶ月間開催) ・ボランティア交流会(1回)	継続	継続	継続	参加人数 累計1,000人
活動促進研修	ボランティア活動者のためのスキルアップ研修や受入施設・団体職員のコーディネート研修の開催	3回 実施 延べ12日	継続	継続	継続	活動者の技術と施設職員のコーディネート力が向上し、ボランティア活動が促進される
情報の発信と収集・提供	HP「ぼらせん.jp」、情報誌「ボラン・て」、他メディアとの連携、関係機関とのネットワークの構築	・HPアクセス件数 50,000件/月 ・情報誌発行 5200部/月	51,000件 継続	52,000件 継続	53,000件 継続	・ホームページアクセス数 月平均53,000件 ・情報誌発行数 月 5,200部
事業費		4,276	3,882	3,882	3,882	

※ 特技さん:自分の特技を活かし施設等でボランティアとして活動するために社協に登録している人

## 2 【連携・絆】

誰もがささえあう地域をつくるため、関係機関と連携を取り効果的なネットワークをつくります

サービスが必要な人と協力ができる人を結ぶ区民相互のささえあいを地域の中で推進します

## (1) 高齢者を支えるネットワークづくり (ケア24南荻窪・梅里・永福)

### (目 的)

介護保険サービスを始め、区の保健福祉サービスや医療、住民のボランティア活動等、地域の多様な社会資源を有機的に結びつけ、高齢者の住みやすい地域をつくる。

### (現状と課題)

ケア24も3年目になり、支援を通じて形成したネットワークを地域の中で築き上げてきた。

今後はこのネットワークの広がりを意識していくこととタイミングよく協働できる体制を形づくるのが課題となる。

事業費: 単位千円

取組項目	内 容	20年度	21年度	22年度	23年度	到達目標
地域のネットワークづくり ○ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業	高齢者が孤独になることなく、あんしん協力員等と関わりながら自立、安心して暮らせるためのネットワークを構築し維持していく	・あんしん協力員(※1)の募集 ・たすけあいネットワーク連絡会の開催 ・ケア24便りでの周知	充実	充実	充実	あんしん協力員の増員による地域のネットワークの拡充で、地域の高齢者の情報が、速やかに通報され、支援体制が整う
○運営推進会議への参加	・地域グループホームの現状と取り組みの情報収集 ・課題共有や提案の場とする	実施	充実	充実	充実	情報を把握し、課題を共有することで、より良い施設運営の提案ができる。
○支援困難事例に関するケアマネジャー支援	・担当者会議等へ出席し、問題解決に向けて助言を行う ・相談しやすい関係づくり、事例検討、対人援助技術講演会の実施など技術の向上を図る	・定期的なケース検討会実施 ・個別事例に対するケアマネジャーへの支援	充実	充実	充実	信頼関係を築き、お互いの相談技術の向上を図ることで、課題解決ができる
○地域の医療機関との連携	ケア24便りでの周知、地域の総合相談窓口として信頼と理解を得られる活動を実施	地域医療機関の協力のもと ・講演会の開催 ・介護予防事業実施	充実	充実	充実	地域の医療機関との連絡協力体制が整い、高齢者が安心して在宅生活を送れる
○町会・自治会、民生委員児童委員との連携	地区町会連合会、民生委員児童委員協議会に参加し、ケア24の役割や介護保険制度の周知を図るなど連携を強化する	実施	充実	充実	充実	地域の会合での情報提供・協力要請により、連携して地域の支援ができる
情報提供	・ケア24の役割の周知 ・保健福祉サービスの周知、利用促進のための啓蒙活動	ケア24たよりの発行	充実	充実	充実	ケア24が周知され、地域の高齢者へ情報提供ができる
地域ケア会議の開催	事例検討、制度・医療の学習会などにより、地域のケアマネジャーの支援技術の向上を図る	実施	充実	充実	充実	会議内容の充実により、地域のケアマネジャーの支援技術が向上する
家族介護教室の開催	高齢者やその家族等が、介護予防をはじめ、福祉・医療・介護技術などを学ぶ場を設定する	実施	充実	充実	充実	地域住民の福祉、介護に対する理解が深まり、安心して、在宅生活を送れる
事業費 ※2		21,282	21,096	21,096	21,096	

※1 あんしん協力員：一人暮らしなどの高齢者などが安心して暮らせるように地域住民が見守り活動を行うボランティア

※2 事業費は次頁と合わせて、常勤職員9名、非常勤職員3名の人件費を含む(3所分)

## (2) 高齢者総合相談・支援（ケア24南荻窪・梅里・永福）

### （目 的）

高齢者の様々なニーズや相談を総合的に受け止め、住みなれた地域で安心な生活が継続できるように支援する。

### （現状と課題）

相談件数は増加しており、内容も多岐にわたっている。

今後、さらにケア24の周知を広め、安心して気軽に相談できる体制と、高齢者の心身の状態や生活状況に応じた、迅速かつ適切な質の高い相談機能を発揮していくことが課題である。

事業費：単位千円

取組項目	内 容	20年度	21年度	22年度	23年度	到達目標
高齢者総合相談・支援	地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービスや制度の利用につなげる支援を行う	実施	充実	充実	充実	地域の高齢者が、信頼して相談できる体制が整い、適切な支援が提供できる
高齢者実態把握	訪問により利用者の生活環境や家族関係を理解することで、課題の明確化、適切な支援につなげる	実施	充実	充実	充実	多方面からの情報により、地域の高齢者の実態の把握に努め、問題の早期発見・解決を図ることができる
特定高齢者の介護予防支援	特定高齢者（※1）が要介護状態等になることを予防するため、心身の状況に応じて対象者自らの選択に基づき、適切な介護予防サービスなどを受けられるよう必要な支援をする	実施	充実	充実	充実	特定高齢者候補へ積極的に働きかけをし、介護予防事業へ参加してもらうことで、要介護高齢者となることを防ぐ
要支援者対象介護予防支援	介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービスなどを受けられるよう必要な支援をする	実施	充実	充実	充実	迅速で適切な支援により、要支援者がその状態の維持改善、自立できるよう必要なサービスにつながる
高齢者虐待防止・権利擁護事業	・安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行う ・関係機関のネットワークをつくり円滑な連携を図る	実施	充実	充実	充実	地域のネットワークを行うことで、早期発見と適切な対応につながる
高齢者福祉サービス	緊急通報システム、火災安全システムなどの福祉サービス申請受付。また、申請に伴う訪問調査等により、実態の把握、迅速で適切な支援につなげる	実施	充実	充実	充実	情報提供の機会を増やすことにより、高齢者が適切なサービスの利用ができ、安心した生活が送れる
事業費（※2）		61,424	60,864	60,864	60,864	

※1 特定高齢者：主として要介護状態等となる恐れの高い虚弱な状態にあると認められる65歳以上の区民

※2 事業費は前頁と合わせて、常勤職員9名、非常勤職員3名の人件費を含む(3所分)

### (3) ホームヘルプサービス事業

#### (目的)

地域の人に協力会員になっていただき、利用会員（日常生活を送るのに手助けが必要な人）の家事や介護の援助を行う。

#### (現状と課題)

さんあい公社が実施していたホームヘルプ事業を引き継ぎ、区民の協力を得て19年度は14,000件あまりの活動実績がある。区民の相互扶助や社会貢献活動への参加促進という意味で、この事業を社会福祉協議会が担う意義は大きい。

介護保険制度の導入や制度運用の変更などの影響を強く受けるが、他の制度ではまかなえない家事援助などへの相談は増加傾向にあり、サービスの希望者には協力会員のコーディネート等迅速な対応に努めている。

今後は、多様なニーズに対応できるように、柔軟なサービス内容の展開が必要であるが、協力会員も高齢化し、退会等も発生しているため、新たな協力会員を確保する必要がある。

平成20年12月31日現在 利用会員 273名 協力会員 372名

事業費：単位千円

取組項目	内容	20年度	21年度	22年度	23年度	到達目標
会員の確保	周知のためのチラシ配布や広報紙への記事掲載、区民を対象とした講演会により協力会員の増加を図る	協力会員の 新規登録50人	協力会員の 新規登録 50人	協力会員の 新規登録 50人	協力会員の 新規登録 50人	登録協力会員 500人 (退会者を差し引いた 数値)
研修・交流	協力会員が、登録後更に高い技術を習得するための研修、協力会員同士の情報交換の機会として交流会を実施する	研修 交流会 4回 4回	実施	実施	実施	協力会員の資質向上 と会員同士の交流が図 れる
情報提供とPR	ホームヘルプ事業の専用の情報紙「ささえあい」を発行する	情報紙「ささえ あい」の発行 年 4回	継続	継続	継続	情報の共有
事業費		45,356	39,300	39,300	39,300	





#### (4) ファミリーサポートセンター事業

##### (目的)

地域の人に協力会員になっていただき、利用会員（子育ての手助けをして欲しい人）の子育ての支援をする。

##### (現状と課題)

年間9,000件以上の活動実績があり、成果を出しているが、稽古や塾、子育て中の親の息抜きなど、利用希望の内容が多様化するとともに、質的向上と量的拡大を期待されている。

子育て応援券制度の影響もあり、利用会員は増加しているが、協力会員はそれに比べて増えていない。高齢化に加えて、就労や転居等の理由により退会する人も多く、今後、利用会員が協力会員になっていくような働きかけや新たな協力会員を確保する必要がある

平成20年12月31日現在 利用会員 1,151名 協力会員 333名

事業費:単位千円

取組項目	内容	20年度	21年度	22年度	23年度	到達目標
会員の確保	・社協広報紙、区広報紙等に掲載し募集する ・関係機関等に募集案内を配布	協力会員の 新規登録60人	協力会員の 新規登録 60人	協力会員の 新規登録 60人	協力会員の 新規登録 60人	協力会員 400人 (退会者を差し引いた数)
研修・交流	協力会員の活動に必要な研修と会員の交流会を行う	研修 12回 交流会 3回	継続	継続	継続	協力会員の資質向上と会員同士の交流が図れる
情報提供とPR	情報紙の発行と啓発を行う	ファミサポ通信の発行(新規)年6回	継続	継続	継続	情報の共有
事業費(※)		14,122	13,319	13,319	13,319	

※ 事業費には、非常勤職員3名の人件費を含む



## (5) 災害ボランティアセンターの運営

### (目的)

災害時に、ボランティアの受入窓口として機能し、区内外の被災状況・ボランティア情報を発信・受信するための拠点として立ち上げる。また、被災者へのボランティア派遣の調整をする。

### (現状と課題)

杉並区との協定に基づき、震度6弱以上の大地震が発災した際、災害ボランティアセンターを設置し、区外からのボランティアのコーディネートを行う。区の防災協定の見直しなどにより連携のあり方は検討中である。当面は社協内でのマニュアルの整備及び訓練の実施を行う。

事業費:単位千円

取組項目	内容	20年度	21年度	22年度	23年度	到達目標
マニュアルの整備	マニュアルの整備や必要備品の洗い出し等を行う	検討	実施	充実	充実	社協職員全員が理解でき、災害時に速やかに実行できる
発災時の訓練	社協職員による立ち上げ訓練	準備	実施	充実	充実	マニュアルに沿って実施できる
事業費		200	200	200	200	

### 3 【自立・尊厳】

誰もが住みなれた地域の中で自分らしく暮らせるように、  
個別の福祉サービスを充実します

高齢者や障害者を権利の侵害から守るための事業を実施し  
ます

必要なときに必要な支援を受けることのできる体制づくり  
を進めます

## (1) 地域福祉権利擁護事業

### (目的)

判断力が十分でない障害者や高齢者、重度身体障害者に対して、福祉サービスなどを利用する際の手続きや、日常の金銭管理、郵便物等書類の確認などを支援することにより、それらの人々の生活をまもり、権利侵害を防ぐ。

### (現状と課題)

地域福祉権利擁護事業について周知は進んでおり、利用相談は増加の傾向にある。相談業務、支援業務の増加に対して職員の力量の向上と生活支援員(※)の増加だけでは対応しきれない業務量であり、初回相談までに時間がかかっている。

平成20年12月31日現在契約数 109件

事業費:単位千円

取組項目	内容	20年度	21年度	22年度	23年度	到達目標
相談に対する公平・迅速な対応	信頼される相談、有効な支援に向けて職員の相談援助技術の向上を目指す	・相談援助技術の向上のための職場内研修や外部研修の参加 ・生活支援員の増員	実施	継続	継続	地域福祉権利擁護事業に関わる職員の援助技術の向上 必要な生活支援員の登録
権利擁護の概念制度の周知	・講演会・説明会の実施 ・個々の対象者について適切な支援と相談を通じて制度の周知を行う	・ケア24職員、ケアマネジャー、障害者自立支援相談事業者への説明会の実施 ・講演会の実施	継続	継続	継続	契約を必要とする人々に地域福祉権利擁護事業が適切に選択される制度の趣旨が周知される
生活支援員の資質向上	質の高い効果的な援助を展開する	・研修の実施 ・包括的・安全な支援	実施	継続	継続	契約者の増加に伴い、生活支援員の増も考えられるが、その場合の生活支援員の援助技術の維持向上
事業費		4,627	5,804	5,804	5,804	

※ 生活支援員とは、契約後専門職員の指示に従って生活費のお届けや郵便物の整理等、利用者への直接支援を行う職員のことです。



## (2) あんしん未来支援事業

### (目的)

自宅に暮らしている高齢者や障害者で、急な入院などにおいて頼ることのできる親族のいない方を対象とした、杉並社協の独自事業で、前頁の地域福祉権利擁護事業の一手手前の段階の機能を持つ事業。

十分な判断力のあるときに支援方法を決めて契約し、必要時に金銭の管理やサービス利用の手続き、保証人的機能などを行い、地域で安心して暮らしていけるように支援する。

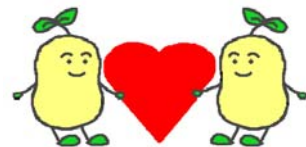
### (現状と課題)

親族のいない高齢者や関係機関に事業を周知し、有効な契約につなげるべく取組みを開始した。対象者については今後も周知活動を継続する。契約意思のある方については契約に向けての継続相談を行う。関係機関については事業への協力を得るべく事業内容の周知と連携を深める。

事業費：単位千円

取組項目	内容	20年度	21年度	22年度	23年度	到達目標
審査会の実施	緊急時や困難事例に対応するため、また公正な契約を確保するため審査会を開く ・審査会の実施 ・事務手順の整備 ・運営規範の整備	・7月事業開始 ・審査会 4回開催	・実施状況の把握 ・見直し等の検討	実施	事業実施の安定化	安定した事業の実施及び、一定の評価を得る
対象者への周知	・高齢者自身への事業内容の案内と適切な理解を図る	・パンフレットの作成と改正 ・説明会の開催 ・他機関との協力体制の構築	周知先、周知方法の検証と継続実施	充実	充実	埋もれているニーズを確実にサービスにつなげる
関係機関への事業の周知誘致及び連携体制の構築	・ケア24への案内 ・民生委員児童委員協議会、町会自治会への案内 ・事業者への案内等	・パンフレットの作成と改訂 ・説明会の開催 ・他機関との協力体制の構築	周知先、周知方法の検証と継続実施	充実	充実	関係機関への周知関係機関との連携強化
事業費(※)		300	0	0	0	

※ 事業費は、地域福祉権利擁護事業費から流用



### 杉並区成年後見センターの運営支援

杉並区社会福祉協議会と杉並区は、成年後見制度の普及と利用を推進するために、杉並区成年後見センターを設置しています。

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害等で判断能力が十分でない人たちの、生活や福祉などの契約、財産の管理を家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人に代わって行う制度です。成年後見人等は、本人の意思を尊重しながら生活全般を支え、本人の権利をまもる役割を担います。

成年後見センターでは、成年後見制度についての説明や講座などを行うと同時に、制度の利用に関する相談や申立て手続きの支援を行っています。また、親族等の成年後見人等への受任が困難な場合には法人後見(※)の受任も検討します。

杉並社協は、成年後見センターへ専門職員を派遣し、地域福祉権利擁護事業やあんしん未来支援事業との連携をとりながら、その運営を支援しています。

※ 法人後見とは、個人ではなく法人が受任する成年後見人等のことをいいます。

### (3) 生活福祉資金等貸付事業

#### (目的)

世帯への貸付を行うことで、世帯の自立に向けた支援を行うことを目的とした、都道府県社会福祉協議会が実施する国の事業である。

貸付には、生活福祉資金、離職者支援資金、長期生活支援資金、要保護世帯向け長期生活支援資金等があり、その状況に合わせた資金の貸付をする。

#### (現状と課題)

新規貸付件数は月に1件程度。但し、貸付の種類は多岐にわたり、また、生活困窮による相談も多いため様々な融資制度の理解とハローワークや区役所の生活相談など他制度の動きを敏速に情報収集して、区民へ情報提供する必要がある。また、福祉事務所など、区内相談機関との綿密な連携や広報活動によって、制度の周知をする必要がある。

一方で、本制度に対する利用しにくい制度であるという声も多いことから、実施主体である東京都社会福祉協議会へ要望を伝える。

なお、貸付世帯については、民生委員児童委員と連携をとり、継続的な見守りを行い、償還が順調に進むよう適切な指導を行っている。しかし、社協職員が直接債務者と面接等をし、生活状況を把握しながら償還指導をしていく困難ケースが増加している。

事業費：単位千円

取組項目	内容	20年度	21年度	22年度	23年度	到達目標
制度の周知	・広報媒体の利用 ・民生委員児童委員への周知と研修	・HP、広報紙「すぎなみ社協」に掲載 ・パンフレットの配布 ・民生委員児童委員研修(地区低所得部会、東社協研修)	継続	継続	継続	制度の周知を確実に 行う
相談・受付	・対象者の主訴を的確にとらえ、貸付ばかりでなく生計面での課題をともに考える ・本制度が利用できない場合は、他制度をできる限り紹介する	・同資金の種類の内容を具体的に説明できるようにする ・多重債務者の場合、借金を重ねないようにともに考える ・福祉事務所や消費者センター等の専門機関の紹介を行う	継続	継続	継続	・不安の多い相談者が安心して貸付相談を受けられる体制の確保 ・非該当者への十分な情報提供の実施
調査委員会 ・小委員会	・調査委員会の定期開催と制度の内容について委員との共有 ・緊急時に合わせ、小委員会の設置	・年2回の定期開催を行う ・小委員会は緊急案件の際行う ・貸付や償還に関して、制度に照らし合わせた適切な審査・報告を実施する	継続	継続	継続	調査委員会の建設的な運営体制を確立する
事業費(※)		4,119	8,436	4,200	4,200	

※ 21年度事業費は、昨年の不況による離職者を支援するため、離職者支援資金を充実する。

※ 21年度事業費は、非常勤職員2名分の人件費を含む。

#### (4) 介護認定調査

##### (目的)

介護保険の認定調査を行う。

##### (現状と課題)

介護保険制度の保険者としての杉並区の委託事業である。公平性・中立性が求められる事業で東京都の指定市町村事務受託法人認可を受け(平成19年3月)、年間6000件(平成20年度予測)を実施する。

認定調査は、自宅又は入院・入所先へ訪問し、本人と面接の上全国共通の調査票にしたがって行う。

介護支援専門員の資格を有するパートタイマーが調査実務の中心となっているが、調査後の一人ひとりに合った介護支援を行うためにも、質の高い調査を安定して行うことが課題となる。また、今後杉並区からの調査件数の拡大の要請も見込まれる。

事業費：単位千円

取組項目	内容	20年度	21年度	22年度	23年度	到達目標
質の高い訪問調査の実施	・職員が、パートタイマーの調査に定期的に行き指導する ・係内研修を設け資質向上に繋げる	・新任調査員の初期同行、現調査員の定期同行を行う ・係内研修を年2回実施する	充実	継続	継続	精度の高い訪問調査が継続して行える
拠点整備の検討	・移動時間短縮を図るために、拠点整備を検討する	検討	検討 1所開設	新規1所 (累計2所)	新規1所 (累計3所)	・移動時間の短縮を図る ・3所設置
事業費 ※		36,540	46,313	46,313	46,313	

※ 事業費には、常勤職員2名、パートタイマー18名の人件費を含む

## (5) 車いす貸出事業

### (目的)

車いす貸出事業を行うことにより、一時的に車いすを必要としている区民の介護負担の軽減や利便を図るとともに、ケア24や区の介護保険課など他機関へつなげる窓口となる。

また、貸出拠点協力者と協働することにより、社会福祉協議会への理解を促し地域福祉の促進を深める。

### (現状と課題)

民生委員児童委員や商店街、ケア24と連携・協働で成り立っている事業である。最近では民生委員児童委員の交代とともに拠点として設置できない人も出てきているが、新規開拓により183カ所を維持している。

利用件数は、介護保険法改正以降伸びてきている。

区民ニーズに対応した事業であるが、利用者の状況により他の制度へ結びつけることもあり、他機関とのネットワークの強化に努める必要がある。

事業費：単位千円

取組項目	内容	20年度	21年度	22年度	23年度	到達目標
新規開拓	貸出拠点として可能性のある商店街などに依頼する	貸出拠点 183カ所	継続	継続	継続	200カ所設置
貸出事業の周知	車いす貸出事業についてチラシ等を作成し、相談機関や区民への周知を行う	実施	継続	継続	継続	短期的に車いすを必要としている区民が利用できる 貸出件数 750件
事業費		905	900	900	900	





## (6) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

### (目的)

区内の聴覚障害者が、安心して、かつ、不便のない生活を送ることができるよう、病院での通訳等、日常的な出来事に対し手話通訳者を派遣する。

また、情報保障サービスとして、行政・団体等が主催する会議・講習会へ手話通訳者及び要約筆記者を斡旋する。

### (現状と課題)

手話通訳者派遣事業は区の委託事業である。手話通訳者が連絡会として自主組織化し、研修なども担っている。認定試験の実施も含め、実態に合わせて体制や要綱の整備を行う必要がある。

また要約筆記派遣事業は20年度から受託しているが、担い手が不足し事業が成り立たない可能性もでてきている。手話通訳者、要約筆記者ともボランティアの要素が強いため、人材の育成及び能力維持のための研修が必要である。

事業費：単位千円

取組項目	内容	20年度	21年度	22年度	23年度	到達目標
手話通訳者の派遣・斡旋	聴覚障害者等からの依頼に対し、手話通訳者を派遣または斡旋する	派遣・斡旋時間数 1,300時間	継続	継続	継続	聴覚障害者が手話通訳により安心して不便のない生活を送ることができる
要約筆記者の派遣・斡旋	聴覚障害者等からの依頼に対し、要約筆記者を派遣または斡旋する	斡旋時間数 60時間	継続	継続	継続	講演会等に聴覚障害者が参加しやすくなる
研修制度の拡充	手話通訳者及び要約筆記者の研修を実施する	手話通訳者 6回実施 要約筆記者 検討	実施	継続	継続	通訳者・筆記者の能力が維持され、安定した派遣ができる
事業費		2,488	2,571	2,571	2,571	



### Ⅲ 実施計画を推進するための基盤整備

#### 1 組織体制の強化

社会福祉協議会は、社会福祉法に位置づけられた組織です。社会福祉を目的とする事業者や社会福祉に関する活動を行う方の参加が不可欠となっています。会員制度は、その参加者の基準となるもので、杉並社協にとっても、組織の基盤となる重要な要素です。

しかし、NPO法人や民間企業による多種多様な福祉サービスの充実などにより、杉並社協への関心が薄くなり、会員も減少してきました。

これまでの支援者から、さらに理解・信頼され、また新たな支援者を増やしていくには、会員制度の基本的な性格づけをあらためて見直していく必要があります。

例えば①「住民主体による地域づくり」の一環として事業運営への参画を促し、会費と切り離していく②「地域福祉の理解」を広げるための普及啓発的なものとして位置づけ、財政的な支援をお願いしていく③会員への特典の付与を具体的に考え、杉並社協の事業参加やサービス利用を促していく。などの方法が考えられます。今後、社協内部にプロジェクトチームを設置し、様々な方向性と視点を持ち検討していきます。

#### 2 情報公開と個人情報保護

平成20年7月～9月に行われた杉並区による「個別外部監査」でも指摘されたとおり、杉並社協が区民から信頼を得るためには、民間企業以上に事業内容、経営状況などを区民の皆さんへ説明していく必要があります。それは情報公開制度が法人運営の適正化を担保するという点からも重要なことです。

定期的な事業報告書・決算書・事業計画書・予算書の公開はもとより、主要事業における利用実績及びコスト計算を実施し、その分析結果をわかりやすく公開できるように工夫していきます。

また、杉並社協が行っている事業の大半を占めている対人サービスでは、個人情報を多く取り扱っています。個人情報の利用目的をできる限り特定化し、目的の範囲のみでの利用を徹底します。また、個人情報保護のための適切な管理体制の強化と、研修などによる職員の意識啓発に努めていきます。

### 3 研修等人材育成

平成 15 年度に作成した研修体系を基本に職員の育成を図ってきましたが、介護保険事業からの撤退や関係法制度の変遷等による専門資格保持者の配置義務等に対応するには、現体系では不十分であることがここ数年の課題となってきました。また、管理監督にあたる職員の研修の機会が十分ではなく、当該職員にとっても役割が果たせているのか不安な状況もありました。

新研修体系は、①日常業務の質的向上②業務実施上必要な専門資格取得の推進③管理監督にあたる職員に対するマネジメント研修の実施の 3 つを軸に、長期的な人材育成をも視野に入れ再構築します。

また、平成 16 年から取り組んでいる目標管理システムを有効的に活用することで職員のモチベーションを高めて、地域福祉の向上に積極的に取り組みます。

### 4 地域ニーズの把握と分析、企画開発

杉並社協は多様な事業展開を行っており、その利用者や、地域住民、組織等から様々なニーズが日々寄せられています。この間、新たなニーズをもとに、それぞれの事業部で制度提案や新しいサービスの創出を図ってきましたが、組織として、ニーズの把握・分析を行うことや新しい視点での事業を創り出すことに充分機能してきませんでした。

国・都・区の制度やサービスの充実が図られていく一方で、次々と「隙間」が生まれてくる現状があります。今後はそれらを認識し、区民が日常生活を送る上で問題と感じていることを組織的に把握し、分析する必要があります。その上で、課題とすべきテーマを設定し、新しい取り組みへの企画提案ができる仕組みづくりを検討していきます。

資 料 編

## 理念・行動指針のイメージ図



私たちは杉並社協職員として自覚と誇りを持ち、より良い杉並社協を目指して日々の業務に携わります。

### 【理 念】 ささえあう 地域づくりが 仕事です

- ☆ 杉並社協は一人ひとりのかけがえのない暮らしを尊重します。
- ☆ 杉並社協は地域の声を受け止め、地域の方々と共に考え、共に行動します。
- ☆ 杉並社協は地域のこれまでを大切にし、これからを提案します。

### ささえあう 地域づくりが 仕事です

杉並社協は、どの部署の仕事も「ささえあう 地域を創る」ことが底辺にあって行っているのだということを職員は自覚し、区民には伝えやすく表現しました。

### ☆「杉並社協は一人ひとりのかけがえのない暮らしを尊重します」

支援を受けたい方も、活動によって貢献したい方も、共に思いを持って暮らしている点は同じ。双方の希望・暮らしを支援する姿勢を表しました。

“尊重”の言葉には、プロ意識を忘れずに相手を受け入れる気持ちが表れているため、応援でも支援でもなく、“尊重”を選びました。

☆「杉並社協は地域の声を受け止め、地域の方々と共に考え共に行動します」

地域と共に進むという社協の姿勢を表しました。社協の独りよがりにならないように、地域に出て地域の声を聴くことの重要性、また、聴くだけでなく、考え行動することも意識しました。社協だけでは限界もあるため“地域と共に”行動すること、また社協は後方支援である姿勢も表しています。なお、“声”とはその声が出てくる背景や環境・社会情勢といったものも含みます。

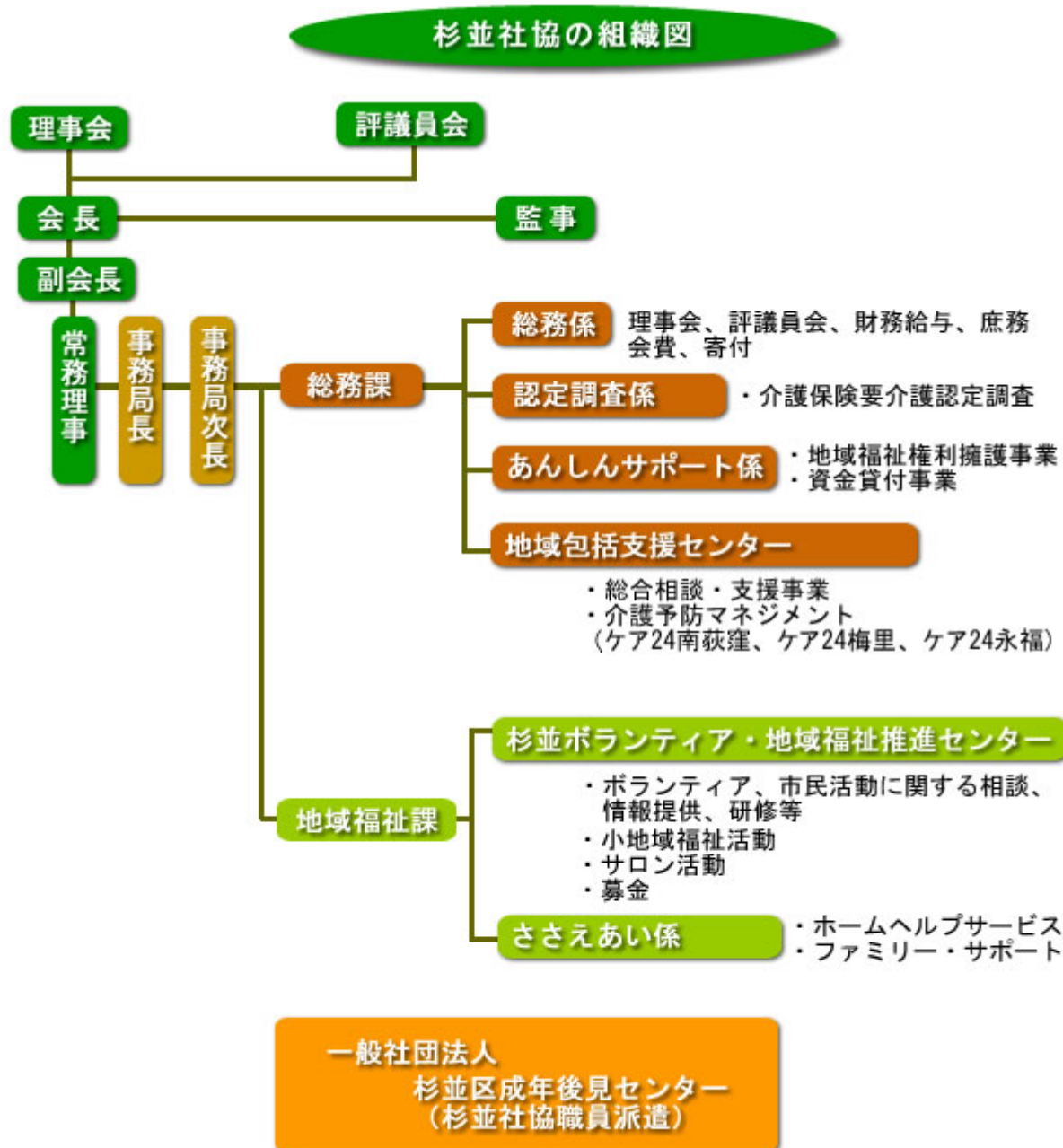
☆「杉並社協は地域のこれまでを大切にし、これからを提案します」

地域の“これまで”とは、時間、場所、人など全てを含みます。これまで地域の方々が行ってきたことも尊重しつつ、時代の流れと共に変化するすき間を紡ぐしくみづくりの提案をしていく姿勢。制度への提言も含めて表しています。

**【行動指針】 スリーアップ運動(3つの向上)**

- 顧客満足度向上
  - ・お客様の安心を第一に
  - ・伝えるプロになろう
  - ・つくろう！訪れやすい窓口を
- 職員力の向上
  - ・「チャレンジする杉並社協職員」になろう
- 組織力の向上
  - ・「最高のパフォーマンス」はチームワークから
  - ・飛躍しよう！新たな杉並社協へ

杉並区社会福祉協議会 組織図 ～平成 20 年度～



## 年 表

杉並社協のあゆみ		主な福祉の動向など	職員定数				予算規模(千円)				
			固有常勤	固有非常勤	区からの派遣	合計	人件費	事業費	合計		
昭和27年	4月	杉並社協が都内の社会福祉協議会第1号として設立される。	—	—	—	—	—	—	—		
昭和38年	2月	杉並社協が社会福祉法人として厚生省より認可される。	—	—	—	—	—	—	—		
昭和60年	4月	杉並ボランティアコーナーを開設	—	—	—	—	—	—	—		
平成元年	4月	厚生省よりボラントピア事業地区指定(2年間)	1月	厚生省が高齢者保健福祉推進10ヶ年戦略(ゴールドプラン)を発表	9	1	0	10	52,855	296,532	349,387
平成2年	6月	高円寺北ふれあいの家を区から受託運営	6月	社会福祉関係8法の改正	16	1	1	18	111,030	286,186	397,216
平成3年					17	1	1	19	97,078	242,751	339,829
平成4年	12月	清水ふれあいの家を区から受託運営			24	1	1	26	137,917	264,533	402,450
平成5年					24	1	1	26	163,894	196,394	360,288
平成6年	8月	杉並ボランティアセンター開設			39	1	1	41	225,540	196,352	421,892
平成7年	2月	下井草ふれあいの家を区から受託運営									
	2月	荻窪ふれあいの家を区から受託運営									
	2月	阪神・淡路大震災被災者支援のため職員派遣	1月	阪神・淡路大震災発生							
平成7年	4月	高円寺北敬老会館を区から受託運営			47	1	2	50	309,323	271,542	580,865
平成8年	1月	上荻ふれあいの家を区から受託運営									
平成8年					48	2	2	52	359,277	311,768	671,045
平成9年			12月	介護保険法制定	48	2	2	52	377,222	291,944	669,166
平成10年			12月	特定非営利活動促進法(NPO法)施行	48	2	2	52	391,715	289,320	681,035
平成11年	10月	杉並ファミリーサポートセンター開設	6月	男女共同参画社会基本法施行	45	5	2	52	400,295	240,469	640,764
	10月	地域福祉権利擁護事業の開始	12月	成年後見関連法の改正							
平成12年	9月	宮前ふれあいの家を区から受託運営	4月	介護保険法施行 成年後見制度導入	44	4	2	50	389,629	375,587	765,216
			5月	社会福祉法(旧社会福祉事業法)施行							
平成13年	10月	杉並福祉サービス支援センター「あんしんサポート」開設			51	6	3	60	443,281	454,872	898,153
平成14年	10月	杉並NPO・ボランティア活動推進センター開設			50	8	4	62	468,676	379,789	848,465
平成15年	4月	さんあい公社の解散に伴う事業受入			56	14	11	81	591,112	650,456	1,241,568
平成16年	4月	ふれあいの家の自主運営開始			55	16	10	81	672,931	659,802	1,332,733
	11月	新潟県中越地震被災者支援のため職員派遣	10月	新潟県中越地震発生							
平成17年	6月	区と「災害ボランティア協定」を締結			58	16	10	84	649,659	580,523	1,230,182
	9月	集中豪雨による水害被災者へボランティア派遣等支援									
平成18年	3月	ふれあいの家4所(高円寺北、清水、下井草、上荻)の運営から撤退 ヘルパーステーション閉鎖									
平成18年	4月	杉並区地域包括支援センター ケア24 3所(南荻窪、梅里、永福)を区から受託運営 介護保険の認定調査事務を区から受託 杉並ボランティア活動推進センターあんさんぶる荻窪内に開設 区と共同し、有限責任中間法人杉並区成年後見センター開設	4月	介護保険法改正	50	13	5	68	440,137	354,362	794,499
平成19年	3月	荻窪ふれあいの家、杉並社協ケアセンターの運営から撤退									
平成19年	4月	杉並ボランティア活動推進センターと地域福祉推進係を統合し、杉並ボランティア・地域福祉推進センターに改変			47	12	3	62	427,729	283,227	710,956
平成20年	3月	宮前ふれあいの家の運営から撤退									
平成20年					40	9	1	50	364,013	151,069	515,082



## ○社会福祉協議会とは

社会福祉協議会とは、社会福祉法に定められた、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体です。主な事業は法律で次のように定められています。

### 社会福祉法

第10章 第2節 社会福祉協議会  
第109条（一部抜粋）

…次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体…

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

【杉並区社会福祉協議会 実施計画(平成21～23年度)】

平成21年3月発行

発行 社会福祉法人杉並区社会福祉協議会  
東京都杉並区荻窪5-15-13  
あんさんぶる荻窪5階  
電話 03-5347-1010  
FAX 03-5347-2061